○国土交通省告示第二百十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表隠岐ＶＯＲの項中「平成24年11月15日から平成25年３月６日まで供用休止」を「平成25年３月７日から供用再開」に改め、同表島後ＶＯＲの項を削る。

第五項の表隠岐ＤＭＥの項中「平成24年11月15日から平成25年３月６日まで供用休止」を「平成25年３月７日から供用再開」に改め、同表島後ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百十九号

那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　那覇空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　那覇空港内及びその周辺　沖縄県那覇市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第千六百十五号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項配置等の欄中「滑走路36側」を削除した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年四月四日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月８日公表）の一部を平成25年２月22日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年３月７日　　農林水産大臣　林　　芳正

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成25年７月～平成26年６月	
2	すけとうだら	平成25年４月～平成26年３月	256,000
3	まあじ	平成25年１月～12月	204,000
4	まいわし	平成25年１月～12月	360,000
5	まさば及びごまさば	平成25年７月～平成26年６月	
6	するめいか	平成25年１月～12月	329,000
7	ずわいがに	平成25年７月～平成26年６月	

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く。）。

（注３）　さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第４の１及び２を次のように改める。

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	335,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	176,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	170,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	392,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	54,000
		大中型まき網漁業	16,600
		いか釣り漁業	69,200
		小型するめいか釣り漁業	95,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,868

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第１条第１項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第３条第１項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の３の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。